

法務省矯成第353号
令和4年3月28日
改正 令和5年3月30日矯成第516号

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 佐伯紀男
（公印省略）

少年受刑者及び若年受刑者に対する処遇の充実について（通達）

少年受刑者（刑の執行開始時において20歳に満たない受刑者であって、若年受刑者処遇要領に基づき処遇を行うものをいう。以下同じ。）については、一般的には、心身が発達段階にあって可塑性に富むなどの特性を有していることから、改善更生及び円滑な社会復帰のためにはこれらの特性に特に配慮した処遇を実施する必要があります。また、少年受刑者以外の若年受刑者（おおむね26歳未満の者をいう。以下同じ。）の中にも、同様の特性を有する者が存在することなどを踏まえ、今般、こうした特性を有する受刑者に対する処遇について、下記のとおり定め、記の1から3までについては本年4月1日から、記の4については本年9月1日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成18年5月23日付け法務省矯成第3352号当職通達「少年受刑者等の処遇の充実について」は、本年3月31日付けで廃止します。

記

1 少年受刑者に対する処遇

(1) 個別担任制

ア 少年受刑者ごとに、個別担任として、当該少年受刑者が就業する工場担当者、当該工場の監督を行う主任矯正処遇官その他の処遇担当職員、教育担当職員、分類担当職員等の中から、1名又は複数名の職員を指定すること。

イ 個別担任は、当該少年受刑者の処遇に関わる他の職員との緊密な連携を図りつつ、個別面接、日記指導等の個別に行う指導を継続的に実施す

ること。

(2) 処遇上の配慮

ア 例えば、教科指導を重点的に行う、できる限り職業訓練を受けさせる、一般作業に従事させる場合においても、有用な作業に就業させるなど、心身が発達段階にあり、可塑性に富むなどの少年受刑者の特性に応じた矯正処遇を行うよう配慮し、必要に応じて少年院における矯正教育等の手法を参考にすること。

イ 改善指導の実施に当たっては、自身の犯した罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるとともに、出所後の進路選択や生活設計を具体的に検討させ、社会復帰に対する心構えを身に付けさせるよう配慮すること。

ウ 矯正処遇等を行う日においては、できる限り毎日、例えば、日記を書かせる、テレビやラジオの教育番組を視聴させるなどの方法により、教育的な働き掛けを行うよう配慮すること。

エ 18歳以上の少年受刑者については、民法上成年として扱われる年齢であることに鑑み、各種法令上の成年としての権利とそれに伴う責任等について理解させ、成年としての自覚を促すよう配慮すること。

(3) 社会復帰に資する支援者等との関係の維持及び構築

家族、引受人等の少年受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資する支援者及び支援機関の役割に鑑み、当該受刑者に対し、支援者等への発信を促す等、支援者等との関係を維持、構築するための働き掛けを積極的に行うこと。

(4) F指標を指定された少年受刑者の処遇

上記にかかわらず、処遇指標にFを指定された少年受刑者については、日本での生活期間、日本の文化や生活習慣に対する理解度、日本語能力の程度、出所後の日本での居住見込み等の事情を考慮した上で、上記(1)ないし(3)及びその他の処遇方法・内容のうち、必要と認めるものを選択すること。

(5) 少年受刑者の分離に係る留意事項

18歳未満の少年受刑者と20歳以上の受刑者は、少年法（昭和23年法律第168号）第56条第1項の趣旨を踏まえ、居室を別にするとともに、居室外においては、矯正処遇その他の処遇の効果的な実施を図る上で有益であると認められる場合に限り、同一の作業とともに従事させ、又は同一の指導その他の処遇をともに受けさせることができるものとするが、その場合においても、同項の趣旨に鑑み必要な措置を講ずること。

なお、同項及び同条第2項の規定は、18歳以上の少年（以下「特定少

年」という。)には適用されない(同法第67条第4項)が、18歳及び19歳の少年受刑者と20歳以上の受刑者との接触については、個々の少年受刑者の情操に配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 仮釈放に関する留意事項

少年法第58条における仮釈放の特則に関する規定は、同法第67条第5項の規定により、特定少年のとき刑の言渡しを受けた者には適用されないことに留意すること。

2 若年受刑者処遇要領票により処遇要領を作成する期間にある20歳以上の若年受刑者に対する処遇

受刑者の処遇要領に関する訓令(平成18年法務省矯成訓第3310号大臣訓令)第3条第3項及び同条第5項の規定に基づき若年受刑者処遇要領票により処遇要領を作成する期間にある20歳以上の若年受刑者の処遇については、罪名、刑期、本人の資質等を踏まえ、上記1の(1)ないし(3)のうち当該受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰において必要と認めるものを適宜選択の上、実施すること。

なお、上記にかかわらず、処遇指標にFを指定された20歳以上の外国人等の若年受刑者については、前記1の(4)に準じること。

3 義務教育年齢にある被収容者に対する処遇

義務教育年齢にある者が刑事施設に収容された場合には、その者の在籍する学校との連絡を密にするほか、次に掲げる措置を講ずるなどして、できる限りその者の学習に必要な便宜を図ること。

(1) 学習用図書や教材の整備に努めるほか、必要に応じ、近隣の少年院等が保有する学習用図書等を貸与する等の措置を講ずること。

(2) 学習用図書その他学習に必要な物品については、できる限り居室内で本人に保管させるよう配慮すること。

(3) 在籍する学校の教員との面会については、学習進捗の確認、学習上の個別指導の実施が可能となるよう、面会時間等について十分配慮すること。

(4) 卒業時期を迎える被収容者については、その在籍する学校と調整して、卒業証書の授与等について便宜を図ること。

4 Uの処遇指標を指定された受刑者に対する処遇

Uの処遇指標を指定された受刑者の処遇は、平成18年5月23日付け法務省矯成第3315号当職依命通達「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の別表4に規定した属性Uに係る処遇の標準を踏まえつつ、上記1の(1)ないし(3)、(5)及び(6)に準じた処遇を行うほか、次に掲げる事項に留意して行うこと。

(1) おおむね30名以下の小集団に編成して共同生活を送らせることによっ

て、基本的な生活能力、対人関係能力等を向上させ、自主性、自律性、社会性等の伸長を図ること。

- (2) 矯正処遇の実施に当たっては、各種指導に充てる時間についても十分に確保すること。
- (3) 矯正処遇の内容・方法を検討するに当たっては、対象受刑者の特性に応じたものになるよう、少年院における矯正教育等の手法や知見等を活用すること。
- (4) 円滑な社会復帰を図る上で、必要性に応じ、更生保護官署が行う生活環境の調整への積極的な協力、出所後の就労に係る丁寧な各種支援、対象受刑者の学力の状況を踏まえた重点的な教科指導・修学支援等を行うこと。